

茨城県報 号 外

昭和50年1月23日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

●字区域の一部変更(3件)(地方課) 1

告 示

茨城県告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき北茨城市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により昭和50年1月24日から効力を生ずるものである。

昭和50年1月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字中郷町栗字野土手下 741番の内

" 字横マクラ 765番, 766番, 767番, 768番, 769番, 772番

" 字横枕 774番, 775番

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を中郷町栗字立町に変更

茨城県告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき石下町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により昭和50年1月24日から効力を生ずるものである。

昭和50年1月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字蔵持新田字浦谷津 156番から161番まで

" 字塩田 715番から717番まで, 738番, 739番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字蔵持字浦谷に変更

大字蔵持字浦谷 615番の1, 615番の2, 616番の1, 616番の2, 617番の1, 617番の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字蔵持新田字浦谷津に変更

大字中沼字森戸下 295番の内, 296番の内, 297番, 298番の1, 298番の2, 298番の3, 299番,
300番の1, 300番の2, 301番

" 字清水下 302番の1, 302番の2, 303番の1

" 字清水 303番の2

" 字雁島前 304番, 305番の1, 305番の2, 306番

" 字大高山下 316番の1, 316番の2, 317番, 318番の1, 318番の2, 318番の3, 319番
の1, 319番の2, 319番の3, 319番の4, 320番の1, 320番の2, 321番の1,
321番の2, 322番から327番まで, 328番の1, 328番の2, 329番の1, 329番の
2, 330番の2, 330番の3, 331番の2, 332番の2, 333番の2, 320番の3の内
及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字中沼字雁島に変更

大字大沢新田字スクボ塚 45番の3, 45番の4, 46番の2, 48番の2, 49番の2, 49番の4, 52番
の2, 53番の2

" 字離島 58番の2, 59番の2, 61番の2, 62番の2, 65番の2, 66番の3, 66番の4,
67番の5の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字中沼字西中津に変更

大字中沼字御林下 266番の2, 269番の2

" 字原山下 270番の2, 274番の1, 275番の1, 275番の3, 276番の1の内, 277番の1の
内, 277番の2の内, 278番の1, 278番の2, 275番の2

" 字森戸下 279番の1, 279番の2, 280番, 281番, 282番, 283番の1, 283番の2, 284番
の1, 284番の2, 285番, 286番の1, 286番の2, 287番の1, 287番の2, 288
番から290番まで, 291番の1, 291番の2, 292番から294番まで, 295番の内,
296番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字中沼字中に変更

大字大沢新田字離島 68番の2, 68番の3, 72番の2, 72番の4, 75番の3, 83番の3, 83番の
4, 84番の1, 84番の2, 84番の3, 84番の4, 84番の5, 84番の6, 85番の
1, 85番の3, 85番の4, 85番の6, 85番の7, 87番の2, 87番の3, 87番の
4, 90番の2, 90番の3, 90番の4, 90番の5, 90番の6, 92番の3, 92番の
4, 92番の5

" 字スクボ塚 88番の1, 88番の2, 88番の4

" 字山の神 93番の4, 94番の2, 103番の2, 104番の3, 108番の3, 108番の4,
110番の3, 110番の4の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字中沼字離島に変更

大字中沼字原山下 270番の1, 271番, 272番, 273番, 274番の2, 274番の4, 275番の4, 275番
の6

" 字離島 213番の1の内, 214番の1の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字中沼字御林下に変更

大字岡田字富田沼 593番, 594番, 595番の内, 596番, 597番, 598番, 599番, 600番, 601番の内,
602番, 603番の内, 604番の内

" 字大日下沼 605番, 606番

大字大沢新田字弁天下 197番の内, 199番の内

大字中沼字俵崎 230番の内, 231番の内, 232番の内, 233番の内, 234番の内

" 字御林下 235番から246番まで, 247番の内, 248番の内, 249番の内, 250番の内, 251番
の内, 252番の内, 253番の内, 254番の内, 255番, 255番の1, 256番の1の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字岡田字新堤下に変更

大字中沼字俵崎 217番の1, 218番から229番まで, 230番の内, 231番の内, 232番の内, 233番の
内, 234番の内

" 字御林下 247番の内, 248番の内, 249番の内, 250番の内, 251番の内, 252番の内, 253
番の内, 254番の内, 256番の1の内

大字大沢新田字山の神 115番の3

大字岡田字新堤下 237番の内, 238番の内, 239番の内, 241番の内, 256番の内, 257番の内, 289
番の内, 290番の内, 291番の内, 292番の内, 293番の内, 294番の内, 295番の
内, 296番の1の内

" 字富田沼 595番の内, 601番の内, 603番の内, 604番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字大沢新田字弁天下に変更

大字馬場字土浮鴻 1775番, 1776番, 1777番

大字岡田字保持山 71番の3, 74番から82番まで, 97番の1, 97番の4

" 字新堤下乙 2034番, 2035番, 2035番の1

" 字新堤上乙 2036番

" 字堤西乙 2037番, 2038番, 2039番, 2040番

" 字築越下乙 2041番, 2042番, 2043番, 2044番, 2045番, 2046番の1, 2047番の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字岡田字馬場堤下に変更

大字馬場字土浮鴻 1917番, 1918番, 1919番, 1920番, 1921番, 1922番, 1922番の1, 1923番

大字岡田字山津山 4番の1, 4番の2, 5番から17番まで, $\left(\begin{smallmatrix} 18番 \\ 18番の1 \end{smallmatrix} \right)$, 19番から31番まで, 33
番, 34番

" 字山津山下 32番, 35番から47番まで, 48番の1, 49番の1, 49番の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字岡田字池の下に変更

茨城県告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき桜村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同村長から届け出があつた。

昭和50年1月23日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字松塚字鷺打 982番の1, 982番の2, 982番の4から982番の7まで, 983番の1から983番の7まで, 983番の11から983番の15まで, 985番の2から985番の3まで, 1013番の1から1013番の5まで, 1014番

大字松塚字高畑 679番の1から679番の32まで, 686番の1から686番の2まで, 688番の1から688番の15まで, 688番の18, 690番の1から690番の4まで

大字松塚字寺家後 667番の12, 675番の1から675番の3まで, 677番の1から677番の6まで, 677番の12から677番の18まで

大字横町字高畑 146番の1から146番の22まで

大字横町字鷺打 240番の1から240番の3まで, 240番の7から240番の16まで, 241番の1, 242番の1から242番の6まで, 244番の1から244番の7まで

大字栄字湿気 85番の1から85番の2まで, 85番の10から85番の48まで, 85番の50から85番の54まで, 85番の56から85番の68まで, 85番の71から85番の72まで, 85番の75から85番の77まで, 89番の2, 93番の2, 99番の2, 104番の2

大字栄字鷺打 218番, 219番の1から219番の5まで, 220番の1から220番の4まで, 220番の9から220番の20まで, 220番の22

大字中根字堀ノ内 85番の1から85番の3まで, 85番の10から85番の18まで

大字上境字鷺打 1608番の1から1608番の2まで, 1609番の1から1609番の2まで, 1610番

上記の区域及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字松栄字松栄に変更する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 7 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人
発行所 茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所